

コンプライアンス規程

第1条（目的）

本規程は、一般社団法人KISA2隊（以下「当法人」という）において、法令遵守および倫理的行動の確保を目的として、コンプライアンスに関する基本方針を定めるものである。

第2条（適用範囲）

本規程は、当法人の理事、監事、事務局（事務局長を含む）、および全従業員に適用される。

第3条（コンプライアンス担当組織）

当法人におけるコンプライアンスの推進、実施、および監視を担うため、事務局内にコンプライアンス担当部署を設置する。この部署は、日常的なコンプライアンス施策の実施と監視を行い、法人内での法令遵守と倫理的行動を支える役割を担う。

第4条（コンプライアンス委員会）

1. コンプライアンス委員会は、当法人におけるコンプライアンス施策の検討および推進を行うために設置される。
2. 委員会は、内部の役員・従業員のほか、外部の有識者を含めたメンバーで構成される。外部の有識者には、法律や倫理に精通した専門家が選任されるものとし、客観的かつ公正な視点からの助言を受ける。
3. 委員会の下には、前条で定めたコンプライアンス担当部署が設置され、具体的な施策の実施を担う。

第5条（コンプライアンス違反事案の対応）

1. 当法人は、コンプライアンス違反事案が発生した場合、速やかに事実を確認し、原因の究明を行う。
2. 違反事案に関与した関係者に対しては、厳格な処分を行い、その内容について理事会および監事に報告する。
3. 同様の事案の再発防止に向けた措置を策定し、これを確実に実施する。再発防止策の内容については、関係者および社会に対して適切な形で公表する。

第6条（コンプライアンス教育および啓発活動）

当法人は、理事、監事、事務局、および全従業員に対し、定期的にコンプライアンス教育および啓発活動を実施するものとする。この活動は、法令遵守および倫理意識の向上を目的として行う。

第7条（報告および相談窓口）

コンプライアンスに関する報告および相談を受け付けるため、事務局内にヘルプライン相談窓口を設置する。相談者のプライバシーを尊重し、報復行為を禁止する。

第8条（規程の改定）

本規程は、法令の改正や社会的状況に応じて、理事会の承認を得た上で適宜見直し、改定する。

第9条（附則）

本規程は、令和6年9月1日より施行する。

【改定履歴】

- 令和7年1月12日改定